

# 企画競争説明書

## (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域（広域）アフリカの角地域の若者、脆弱層および女性への支援アプローチの検討に係る情報収集・確認調査（QCBS - ランプサム型）

調達管理番号：23a00940

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年3月21日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年3月21日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）アフリカの角地域の若者、脆弱層および女性への支援アプローチの検討に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。

（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年6月～2025年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp](mailto:Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

アフリカ部 アフリカ第二課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年3月26日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年4月3日 12時
3	質問への回答 3月27日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年4月1日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年4月8日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年4月12日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年4月26日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

1) 提出期限：上記4.（3）参照

2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC：担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### (3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。

なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま  
す。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシ  
ニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主  
任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格  
は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以  
下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算  
します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額  
の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を積額とみなして価格点  
を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下  
の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N  
として計算します。

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合  
評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合  
算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### （4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

アフリカの角地域<sup>2</sup>は、紛争やテロ活動等による武力衝突により影響を強く受けている世界で最も脆弱かつ不安定な地域の一つである。近年では、政府間開発機構（Intergovernmental Authority on Development: IGAD）<sup>3</sup>等のアフリカの地域機構や加盟国が自立的に同地域内の平和と安定に向けた努力を継続しているものの、2020年以降、エチオピアおよびスーダンでの内紛の発生や、ソマリアでのテロ組織の活動活発化などによる武装勢力の拡散により、同地域の政情は不安定さを増し、2023年世界脆弱性指数（Global Fragility Index 2023）<sup>4</sup>では同地域から4か国（ソマリア、南スーダン、スーダン、エチオピア）が上位11か国中に含まれるなど、脆弱国が増加している。また紛争や気候変動等に影響に伴い約470万人の難民（UNHCR、2023）、1100万人の国内避難民（IOM、2023）等が同地域で発生し、周辺国へも影響を及ぼしている。さらにコロナ禍やウクライナ紛争による物価高騰や経済悪化、食料危機等により大きな打撃を受け、アジア、欧州、中東、アフリカ市場への重要な物流・貿易拠点を有し地政学上重要な拠点の一つである同地域の不安定化は世界的な課題である。

同地域を取り巻く上述の状況により地域全体が大きな打撃を受けているが、最も影響を受けていると言われているのが、若者、脆弱層<sup>5</sup>および女性である。その影響は雇用・生計という経済的側面のみならず、教育・医療等の基礎的社会サービスへのアクセスへの制限、地域やコミュニティにおける社会包摂の制限等の社会的側面、また彼らを保護する法・司法制度の欠如や法的サービスへのアクセスの制限、などの法的側面があ

<sup>2</sup> 本調査ではアフリカの角地域をIGAD加盟国（ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ケニア、ジブチ、スーダン、ソマリア、南スーダン）と同義で活用。

<sup>3</sup> アフリカの角地域に所在する上記8か国からなる地域機構。

<sup>4</sup> <https://fragilestatesindex.org/>

<sup>5</sup> 本調査においては、障がい者、少数者、交差性（セクシャリティ、人種、民族、社会・経済階層等）によって差別や抑圧を受ける人々、その他の脆弱な立場にある人々とその家族を意味する。

り、特に紛争影響下では女性・女兒がジェンダーに基づく暴力（GBV）に対して脆弱であり、その予防・保護・自立社会復帰支援・加害者処罰が求められている。また格差の拡大、機会の欠乏、差別、疎外による不満・不公平感の高まりの結果、越境犯罪や若年犯罪に参加あるいは巻き込まれ、生計手段や社会的帰属を求めて若者が暴力過激化集団および一般犯罪グループ等に参加するケースも多く見られるなど、地域の安定に影響を与えていると言われている。さらに急激な人口増加により、若者、脆弱層および女性が人口の多くを占める同地域では、社会参画の機会が失われた結果、彼らが社会の一員として国や地域の開発および平和構築に貢献できる機会も失っている。特に「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点において、女性による紛争予防・解決プロセスへの参画により持続的な平和が達成されるという研究結果<sup>6</sup>もあり、これらの人々のエンパワメントおよび社会参画の推進は同地域の社会経済開発および平和と安定にとって重要な課題である。

JICA は「人間の安全保障」の概念に基づき、平和構築、ガバナンス、ジェンダー平等に関する JICA グローバルアジェンダ（JGA）に沿って、アフリカの角地域において中央・地方行政の能力強化、公共サービス強化等を通じた政府とコミュニティ間の信頼醸成や難民・国内避難民・ホストコミュニティ支援、GBV 対策支援、農業を通じた生計向上支援、起業支援、雇用創出、インフラ整備等を通じた国内の格差是正、および地域連結性強化に資する経済開発に関する取り組みをセクター毎に各国レベルで推進してきた。他方、同地域各国の政治・制度体制、取り巻く環境、課題や発展度が異なることから、国を跨ぐ広域的な協力アプローチは限定的である。また同地域における JICA の若者、脆弱層および女性を対象とした協力は各国レベルで実施されてきたが、当該地域における人道危機や紛争影響が地域に広がる中で、より広範囲で若者、脆弱層および女性の支援を考える必要性が出てきており、彼らを中心に据えた横断的なアプローチを戦略的に展開していくことが必要となっている。ゆえに JICA は脆弱国や紛争国において従来の開発や発展から取り残されてきた人々にも目を向け、人間の安全保障の実現を目指すことが重要である。

上述のようにアフリカの角地域で紛争が多発し治安状況が悪化する状況の中で、安全管理の観点から JICA の渡航が困難になり現地での活動が困難な国および地域が増加してきている。他方、主要ドナーだけでなく AU や IGAD 等アフリカの地域機構、NGO や市民団体が主体的に若者、脆弱層および女性のエンパワメントや社会参画に向けた地域的な対応の検討や取り組みを開始している。ゆえに、他ドナーや地域機関、NGO や市民団体等が主導的に実施している革新的な取り組みと JICA のアセットおよび資金との

---

<sup>6</sup> Facts and figures: Women, peace, and security (UN Woman) [https://www.unwomen.org/en/what-we-do/peace-and-security/facts-and-figures#\\_Meaningful\\_participation](https://www.unwomen.org/en/what-we-do/peace-and-security/facts-and-figures#_Meaningful_participation)

連携によるコレクティブインパクトおよび人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）を追求することが重要となる。

2025 年に TICAD9 の開催が予定されているが、TICAD9 に向けて JICA としても、アフリカ各国、他ドナーや地域機構主導による取り組みを念頭に置き、同地域における横断的支援アプローチを検討し、打ち出す必要がある。

## 第 2 条 調査の目的と範囲

### （1）調査の目的

本調査は、2025 年に予定されている TICAD9 でのアフリカの平和と安定に資する協力に係る戦略・打ち出しの方向性の検討に向けて、アフリカの角地域の若者、脆弱層および女性の保護、およびこれらの人々による平和、復興、開発への主体的な参画を取り巻く状況・課題、またそれに対する各国の取り組み、援助の潮流について情報収集・分析を行い、国際場裏での議論を喚起すべき課題、論点及び推奨されうる取り組みを整理し、若者、脆弱層および女性を主体としたレジリエントな社会の構築に向けた横断的支援アプローチおよび広域支援内容を提示することを主たる目的とする。

### （2）調査対象国

ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ソマリア、南スーダン、スーダン、ウガンダ

### （3）調査対象サイト

本調査は第一次調査と第二次調査の 2 段階に分けて実施する。

第一次調査は IGAD 加盟国 8 か国（ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ソマリア、南スーダン、スーダン、ウガンダ）を対象とする。ただし、現地調査はジブチ、エチオピア、南スーダン、ケニア、ウガンダの渡航可能地域とする。

なお、エリトリア、スーダン、ソマリアに関しては基本的には国際機関、地域機構等からの遠隔での聞き取り調査および文献・デスクトップ調査で対応するが、各国管轄する在外事務所から聞き取り先の情報収集し、聞き取り調査を実施する。

第二次調査（ワークショップ）実施国は第一次調査の結果を踏まえ選出する。

## 第 3 条 調査実施の留意事項

### （1）調査方針

本調査ではアフリカの角地域国 8 か国を対象に、同地域の若者、脆弱層および女性を取り巻く概況・課題およびこれらの課題と同地域の不安定化との関連性、地域機構や他ドナーの支援アプローチや支援内容について現状を整理する。情報収集・分析にあたっては、当該地域における若者、脆弱層および女性への支援・取り組みについての潮流および新しいトレンドに留意する。JICA が JGA を通じて実施中の取り組みはもちろんのこと、当該地域で今まで強く打ち出してこなかった革新的な取り組み、特に「女性・平和・安全保障（WPS）」および「若者・平和・安全保障（YPS）」といった観点から、若者、脆弱層および女性を保護の対象としてだけではなく、平和、復興、開発の主要アクターとして捉え、同地域での平和と安定に対するこれらの層による主体的な取り組みの可能性についても探る。

また適宜ヒアリングや現地調査を通じて実態の把握、今後の展望を調査・分析し、今後 10 年程度を見据えて中長期的な視点に立った新たな開発のトレンドを確認することを重視する。最終的な提案は TICAD9 に向けたアフリカの平和と安定に対する取り組み案検討のための論点および推奨される取り組みを念頭におき、当該地域における若者、脆弱層および女性を主体としたレジリエントな社会の構築のための「横断的な支援アプローチ」、「広域支援内容」それぞれの観点から示すこととする。

## （2）他機関連携の可能性の検討

当該地域は JICA の安全対策措置上、業務渡航可能な地域が制限されている国が多いことに加え、エリトリア、ソマリアには JICA の拠点がなく、JICA 単独での協力を広く展開することは困難である。他方、他ドナー、国際機関、地域機構や NGO 等と連携することで、事業対象地域を拡大することも可能である。本調査では対象 8 か国を対象とした横断的な支援アプローチや広域支援案を示すことが重要となる。よって他ドナー、現地拠点を有する国際機関、地域機構、NGO、現地市民団体等の取り組みおよび課題に関してもヒアリングおよび調査を実施し、JICA を含めた組織間の連携によるコレクティブインパクト最大化の方策を検討する。

## （3）調査手順

本調査では二段階調査方式を採用する。第一次調査ではアフリカの角地域国 8 か国を対象に、若者、脆弱層および女性の保護や社会参画を取り巻く概況と動向、それに対する各国および地域的な政策・戦略や取り組みおよび課題に関し情報収集を行い、地域的共通・特有の課題および脆弱性の整理・分析を行う。またこれらの人々に対する他ドナー、国際機関、地域機構、NGO 等の支援アプローチや支援内容について現状を整理し、適宜ヒアリングや現地調査を通じて課題や展望を調査・分析し、候補となる新たな横断的支援アプローチや支援案を提案する。

第一次調査の際は、若者、脆弱層および女性の保護や社会参画を取り巻く経済的および社会的側面のみならず、司法アクセスの側面からも調査・分析を実施する。また紛争影響国および周辺国におけるこれらの層への影響や武装勢力および過激化暴力主義の伸張との関連性についても調査を実施する。

第二次調査では、第一次調査での調査結果を踏まえ、調査成果の共有と確認を目的として、対面+オンラインでの域内ワークショップを開催する。現地対象国および地域機構および開催国の国際機関等からは直接の参加を募る一方で、他国についてはオンラインでの参加を想定する。その成果を踏まえ最終的な横断的支援アプローチおよび広域支援内容の提案を行う。

(4) 既存の関連調査報告書からの情報収集および実施中の関連調査との調整・連携

文献レビュー、聞き取り、現地調査、質問票調査等を用いて情報収集する際は、既存の調査等の情報を十分に把握した上で重複の無いよう留意する。なお JICA は当該地域の複数国で平和構築アセスメントや基礎調査を実施していることから、JICA を通じて効率的な情報収集を行うこととする。

また同時期に実施予定の「東アフリカ・大湖地域における人の移動と難民に係る基礎情報収集・確認調査」との重複を避けるため、現地調査日程や調査対象機関等について適宜調整・連携を行う。

(5) 現地調査

本調査は第一次調査と第二次調査の2段階に分けて実施し、第一次調査は IGAD 加盟国 8 か国（ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ソマリア、南スーダン、スーダン、ウガンダ）を対象とする。ただし、第一次現地調査はジブチ、エチオピア、南スーダン、ケニア、ウガンダの渡航可能地域とし、それまでの事前準備で収集できなかった情報の追加収集および実態調査を行う。各国の調査状況に応じて調査日数を調整する。渡航する際はフライトの接続状況に応じて調査する国の順番を調整することを可能とする。

なお、エリトリア、スーダン、ソマリアに関しては JICA 安全対策措置上、渡航禁止のため、基本的には国際機関、地域機構等からの遠隔での聞き取り調査および文献・デスクトップ調査で対応するが、各国を管轄する在外事務所から聞き取り先の情報収集し、聞き取り調査を実施する。

第二次現地調査（ワークショップ）の実施国は第一次調査の結果を踏まえて選出する。第一次調査の成果の共有を行うとともに、TICAD9 に向けた若者、脆弱層および女性を主体とする地域横断的支援アプローチに関する協議を実施し、提案としてまとめる。なお、本ワークショップの手配・実施は本調査団が行う。

## （６） 機構からの便宜供与

現地調査対象国における JICA 事務所による執務スペースの確保を含む便宜供与は想定していない。現地関係者へのインタビューやアンケート調査、アポイントメント等は受注者が自律的に対応することが求められる。なお、現地滞在期間中に現地にて調査業務を支援する現地傭人の備上を認める。

## （７） JICA 職員の現地調査への参加

現地調査期間中、第二次現地調査で実施するワークショップに JICA 本部および現地事務所職員の参加を予定している。

## （８） ローカルリソースの活用

本条及び「第４条. 調査の内容」を十分に踏まえ、現地人材の活用方法についてプロポーザルにて提案すること。準備・整理業務期間においては必要に応じ現地支援要員を備上することを可能とする。

（想定される役割・業務）

- 事務員・補助員等：準備・整理業務期間及び現地業務期間における各種面談のアポ調整、サポート、質問票の配布・回収、資料収集、ワークショップ開催準備補助等
- 通訳（英⇄仏）：現地面談時通訳（ジブチのみ）

## 第４条 調査の内容

### <第一次調査>

#### （ア） 準備業務

- ① インセプションレポート（案）を作成する。
- ② 入手可能な資料（関連ウェブサイト、関連の調査報告書、ドナー報告書、論文等）の文献調査に基づく現状調査・分析を行う。
- ③ 国際／地域機構、他ドナー、NGO 等からの聞き取りを遠隔で行い、面談録を作成する。
- ④ 調査結果の概要について次の項目に沿って取りまとめる。
  - 1) アフリカの角地域各国における若者・脆弱層、女性を取り巻く状況・動向、および課題の抽出および分析

特に、各国の都市あるいは地方それぞれに所在する若者、脆弱層、女性それぞれを取り巻く以下の状況および課題に関し調査を行う。

#### <若者、脆弱層、女性共通>

- 経済的側面：就業、起業、職業訓練等機会へのアクセス状況およびアクセス障害の原因、生計状況
- 社会的側面：社会サービス（基礎教育、医療、福祉等）へのアクセス状況、コミュニティ等による社会包摂状況、およびアクセスや社会包摂への障壁の要因
- 紛争影響国（エチオピア、スーダン、南スーダン、ソマリア）および周辺国における紛争によるこれらの人々への影響
- 上記で抽出された課題と武力勢力や暴力的過激主義、越境犯罪、一般犯罪の伸張および、若者、脆弱層、女性の上記勢力や犯罪への巻き込まれ・参画との関連性

#### <若者>

- 各国における児童・若者による非行・犯罪実態とその主な要因
- 各国における児童及び若年層の非行・犯罪予防に係る政策整備状況とその課題
- 各国における非行児童・若年犯罪者に対する警察の対応・司法手続き、改善更生(Rehabilitation)・社会復帰(Reintegration)措置に関連する法制度・政策や公共サービス（コミュニティにおける対応を含む）の整備状況とその課題
- 各国における児童の保護(Protection)に関する法制度・政策や公共サービス（コミュニティにおける対応を含む）の整備状況とその課題

\* 以上いずれにおいてもジェンダーの視点を含むこと。

#### <脆弱層>

- 各国における脆弱層の保護、セーフティネット、社会参加に関連する法制度・政策や公共サービスの整備状況とその課題

#### <女性>

- 各国社会や家庭内における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況

- 各国におけるジェンダーに関連した法制度・政策、社会規範・慣習や公共サービスの整備状況
  - 女性グループ、女性企業家グループの有無、活動内容、教育、職業訓練におけるジェンダー課題
  - 性と生殖に関する健康と権利に関する課題
  - ジェンダー平等推進における課題（パートナーとしての男性・男児の関与も含め）
  - 各国における GBV の発生状況（紛争影響下の GBV 発生状況も含む）
  - GBV の予防、被害当事者の救済・保護、自立と社会復帰、加害者処罰・更生教育に関連する法制度・政策や公共サービスの整備状況とその課題
- \* 以上を調査する際には「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引きを参照のこと。

(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>)

2) 1) で抽出されたそれぞれの課題を所掌する各国政府機関、および各国政府および政府機関が掲げる政策・取り組みおよび課題

3) 各国で JICA が実施する若者、脆弱層、女性に焦点を当てた取り組みの整理および課題・教訓の抽出（現地調査を実施しない国においては在外事務所および JICA 専門家からの聞き取りを含む）

4) 2) で抽出された各国の課題に対する国際／地域機構、他ドナー、NGO、市民団体等が進める各種政策・取り組み（WPS および YPS の観点から、これらの人々の保護に関する政策および取り組みだけでなく、平和・復興・開発の担い手としての取り組みも含む）

5) 2) で抽出された課題のうち地域横断的な共通課題

6) 5) で抽出された地域横断的な共通課題に対する国際／地域機構、他ドナー、NGO 等が進める各種政策・取り組み（WPS および YPS の観点から、これらの人々の保護に関する政策および取り組みだけでなく、平和・復興・開発の担い手としての取り組みも含む）

\* WPS の視点については、外務省が策定した「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023—2028 年度）」を参照のこと。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100497914.pdf>)

- ⑤ 準備業務結果を取りまとめ、報告する。また調査対象地（案）を含めた 第一次現地調査実施計画（案）を作成する。

#### （イ）第一次現地調査

第一次現地調査実施計画に基づいて、渡航可能国 5 か国（ジブチ、エチオピア、ケニア、南スーダン、ウガンダ）、国際／地域機構、他ドナー、NGO 等における取り組みに関し、追加の情報収集、実態調査、分析を行う。なお、各国の最新の治安情勢等を踏まえ、現地調査対象地を JICA と検討・協議する。

特に以下に関し調査を行う。

- ① アフリカの角地域各国で JICA が実施する若者、脆弱層、女性に焦点を当てた取り組みとその課題・教訓の抽出（在外事務所および専門家からの聞き取り）
- ② アフリカ各国における青少年組合や女性組合などによるイニシアティブの事例の把握およびその取り組みに関する情報収集
- ③ 若者、脆弱層、女性を支援の主体とした国際機関、地域機構、他ドナー、NGO 等の支援動向、革新的な取り組み（特に、これらの層を平和・復興・開発の担い手とする革新的な取り組み）
- ④ 若者、脆弱層および女性を支援の主体とした国際機関、地域機構、他ドナー、NGO 等による取り組みにおける課題および教訓の抽出
- ⑤ 支援ニーズ／協働ニーズの発掘

#### （ウ）整理・準備業務

- ① 第一次現地調査の結果を基に、候補となる支援アプローチおよび広域支援案について検討を行い、JICA と協議を行う。
- ② 調査全体の成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。
- ③ 第二次調査での調査対象地（案）および同調査で実施するワークショップの実施計画（案）を作成する。

### <第二次調査>

#### （ア）第二次現地調査（2025 年 2 月を想定）

第一次調査での調査結果およびワークショップ実施計画（案）を踏まえ、第一次現地調査で対象としたいずれかの国において、調査成果の共有と TICAD9 に向けた若者、脆弱層および女性を主体とする地域横断的支援アプローチに関する協議および提案のとりまとめを目的として、対面＋オンラインでの域内ワークショップを開催する。現地調査対象国（5 か国）、地域機構（AU および IGAD）および開催国に所在する国際機関、NGO 等からは直接の参加を募る一方で、他国についてはオンラインでの参加を想定する。対面参加者数は 15 名程度、開催日数は 3 日程度（移動日除く）を想定するなお、第二回現地調査（ワークショップ）の実施国および対象地の選定については各国の最新の治安情勢等を踏まえ JICA と検討・協議する。

（イ） 整理業務

ワークショップの結果および JICA との協議を踏まえて、ファイナル・レポートを最終化し、JICA への報告を行う。なお、ファイナル・レポートには調査結果要約と支援アプローチを対外的に発信できるような資料（PPT 等）も含める。

第 5 条 報告書等

本調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（6）（7）とする。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数および形式
（1）	業務計画書	契約後 10 営業日以内	和文 1 部（簡易製本）、および PDF 版を電子メールにて提出
（2）	インセプションレポート	2024 年 6 月上旬	英文、PDF 版を電子メールにて提出
（3）	準備業務調査結果報告書	2024 年 7 月下旬	和文、PDF 版を電子メールにて提出
（4）	第一次現地調査計画（案）および調査対象地域（案）	2024 年 7 月下旬	和文、英文、PDF 版を電子メールにて提出
（5）	第二次現地調査（ワークショップ）計画（案）および調査対象地域（案）	2025 年 1 月上旬	和文、英文、PDF 版を電子メールにて提出

(6)	ドラフト・ファイナル・レポート	2025年1月下旬	和文、PDF版を電子メールにて提出
(7)	ファイナル・レポートおよび調査結果を要約したパワーポイント資料（日・英）	2025年4月15日	和文5部（製本）、英文5部（製本）、CD-R各2部（和文×2部、英文×2）、PDF版を電子メールにて提出

別紙：ファイナル・レポート目次案

#### 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## ファイナル・レポート目次（案）

注）本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

## 第 1 章 調査概要

- ・調査の背景、目的、対象地域、調査手法、最終報告書概要

## 第 2 章 アフリカの角地域各国における若者・脆弱層、女性を取り巻く状況・動向、および課題の抽出

- ・各 8 カ国における若者・脆弱層、女性を取り巻く概況・課題（経済的、社会的、法・司法的側面から抽出）
- ・紛争影響国および周辺国におけるこれらの層への影響や武装勢力および過激化暴力主義の伸張との関連性
- ・それぞれの課題を所掌する各国政府機関、および各国政府および政府機関が掲げる政策・取り組みおよび課題
- ・各国で JICA が実施する若者、脆弱層、女性に焦点を当てた取り組みの整理および優良事例、課題・教訓の抽出
- ・各国の課題に対する国際機関、地域機構、他ドナー、NGO、市民団体等が進める各種政策・取り組み（WPS および YPS の観点から、これらの人々の保護に関する政策および取り組みだけでなく、平和・復興・開発の担い手としての取り組みも含む）

## 第 3 章 地域横断的な共通課題

- ・アフリカの角地域に共通する若者・脆弱層、女性を取り巻く課題
- ・共通課題に対する国際機関、地域機構、他ドナー、NGO 等が進める地域的な政策・取り組み（WPS および YPS の観点から、これらの層の保護に関する政策および取り組みだけでなく、平和・復興・開発の担い手としての取り組みも含む）

## 第 4 章 調査結果に関するワークショップの実施概要

## 第 5 章 アフリカの角地域における若者、脆弱層、および女性支援に係るニーズの分析

- ・若者、脆弱層、および女性それぞれの支援ニーズの分析（WPS および YPS の観点から、これらの人々の保護に関する支援だけでなく、平和・復興・開発の担い手としての支援ニーズも含む）

#### 第6章 横断的支援アプローチおよび広域支援の提言

- ・課題分析およびニーズ分析を踏まえた上での、アフリカの角地域の若者、脆弱層、および女性への協力に関する中長期的な支援アプローチや留意点に係る提言（WPS および YPS の観点から、これらの層の保護に関する支援だけでなく、平和・復興・開発の担い手としての支援アプローチも含む）

- ・JICA 単独による支援だけでなく、各国および国際機関、地域機構、NGO 等のアクターとの連携の可能性を含む協力のアイデア

別添 各種議事録

以上

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	当該地域における女性・平和・安全保障(WPS)促進支援	第3条 調査実施の留意事項 (1) 調査方針
2	当該地域における若者・平和・安全保障(YPS)促進支援	第3条 調査実施の留意事項 (1) 調査方針
3	当該地域における若者、脆弱層、女性の司法アクセス促進支援	第4条 調査の内容
4	当該地域で上記1, 2, 3を横断する支援アプローチ	第3条 調査実施の留意事項 (1) 調査方針

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：援助アプローチ、ジェンダー（女性・平和・安全保障）、法・司法アクセス、平和構築（若者・脆弱層支援）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

##### ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

##### ➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域（アフリカの角地域での経験があるとなお良い）
- ② 語学能力：英語（フランス語での業務が可能だとなお良い）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2024年6月に業務を開始し、2025年4月中旬に完了とする。

各工程および成果品等の提出時期は以下のとおり想定されるが、調査の概要等を踏まえ、適切な調査時期・期間をプロポーザルで提案すること。

なお、各国の政治情勢・治安及びそれらに起因する渡航制限に留意し、必要に応じて調査行程を柔軟に見直すことを可能とする。

業務および報告書	2024年							2025年				
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
業務計画書	▲											
インセプションレポート	▲											
準備業務												
準備業務結果報告書			▲									
第一次現地調査計画(案)			▲									
第一次現地調査												
整理・準備業務												
第二次現地調査計画(案)												
ドラフト・ファイナル・レポート												
第二次現地調査(ワークショップ)												
整理作業												
ファイナルレポート												▲

## (2) 業務量目途

### 1) 業務量の目途

(全体) 約13.41人月

### 2) 渡航回数を目途 全6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## (3) 現地再委託

本業務では現地再委託を想定していません。

## (4) 配付資料／公開資料等

### 1) 配付資料

- ウガンダ北部西ナイル地域基礎情報収集調査報告書(ウガンダ北部西ナイル地域 PNA)
- 国レベル平和構築アセスメント基礎資料南スーダン共和国(南スーダン PNA)
- スーダン共和国ダルフル地域プロフィール(スーダン共和国ダルフル PNA)

- 国レベル平和構築アセスメント基礎資料ソマリア共和国（ソマリア共和国 PNA）
- エチオピア連邦共和国平和構築アセスメント（エチオピア連邦共和国 PNA）
- アフリカ地域 G5 サヘル諸国の平和と安定に係る情報収集・確認調査

## 2) 公開資料

### <外部関連資料>

- 女性・平和・安全保障に関する行動計画(外務省)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w\\_000128.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000128.html)
- Facts and figures: Women, peace, and security  
[https://www.unwomen.org/en/what-we-do/peace-and-security/facts-and-figures#\\_Meaningful\\_participation](https://www.unwomen.org/en/what-we-do/peace-and-security/facts-and-figures#_Meaningful_participation)
- The Youth, Peace and Security Agenda(United Nations)  
<https://www.un.org/peacebuilding/policy-issues-and-partnerships/policy/youth>
- 2022 Global Annual Report on PREVENTION OF VIOLENT EXTREMISM (PVE) (UNDP)  
<https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2023-06/undp-prevention-of-violent-extremism-annual-report-2022.pdf>
- OECD Framework and Good Practice Principles for People-Centred Justice(OECD)  
<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/cdc3bde7-en/index.html?itemId=/content/publication/cdc3bde7-en>

### <JICA 関連資料>

- 「アフリカの角地域」脆弱層の雇用環境に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12369161.pdf>
- スーダン国若者の雇用促進に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366738.pdf>
- アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査報告書  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12326070.pdf>

- アフリカ地域司法アクセス向上・ネットワーク構築にかかる情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12371985.pdf>
- ケニア国非行少年・少女の保護・更生に関する情報収集・確認調査調査報告書  
[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/africa/ku57pq00002khi jx-att/africa\\_03.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/africa/ku57pq00002khi jx-att/africa_03.pdf)
- JICA グローバルアジェンダ（9. 社会保障、障害と開発、11. 平和構築、12. ガバナンス、14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント）  
[https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/issues/global\\_agenda.html](https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/issues/global_agenda.html)
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

#### （５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 報酬について

本件業務については、南スーダンでの現地調査分のみ「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。

「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。また、紛争影響国（南スーダン）への現地渡航は8日間と想定して見積を作成してください。調査の過程で渡航日数に変更となる場合は別途協議します。

#### (2) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とと

もに別途提出します。

**【上限額】**

**57,020,000円（税抜）**

なお、定額計上分 10,983,390 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積 としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

**（3）別見積について（評価対象外）**

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

**（4）定額計上について**

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	第二次現地調査にかかる航空賃	「第2章 特記仕様書案第4条. 調査の内容<第二次調査>（ア）第二次現地調査」	4,950,000 円	第二次現地調査にかかる航空賃	旅費（航空賃）
2	調査補助傭人の備上	「第2章 特記仕様書案第3条 調査実施の留意事項（8）ローカルリソースの活用」	1,800,000 円	補助傭人人件費	一般業務費（特殊傭人費）
3	ワークショップ開催費	「第2章 特記仕様書案第4条. 調査の内容<第二次調査>（ア）第二次現地調査」	3,675,000 円	参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費、資料代等）	一般業務費（セミナー等実施関連費）
4	安全対策経費	南スーダン渡航分	558,390 円	戦争特約保険	旅費（その他）

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

**（千円未満切捨て不要）**

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

また、業務効率化の観点から、第一次現地調査については現地調査対象国5か国（エチオピア、ケニア、ウガンダ、ジブチ、南スーダン、順不問）へ連続渡航を前提に提案してください。

#### （7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

#### （8）外貨交換レートについて

- 1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

#### （9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

#### （10）その他留意事項

##### 1） 安全管理

- ① 現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、各国在外事務所などにおいて、十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。
- ② 各国の最新の治安情勢等を踏まえ、現地調査対象地をJICAと検討・協議すること。現地渡航に際しては、渡航許可の取得、査証の取得等に時間を要することに留意し、渡航希望日の1か月前までにJICAに渡航計画を提供すること。
- ③ プロポーザル作成に際しては、必ず各国の安全対策措置（渡航措置及び行動範囲）、国別の安全対策マニュアルを確認の上、同措置を踏まえた プロポーザルを作成すること。

（参考） JICA の国別安全対策情報：

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

## ＜南スーダンでの安全管理＞

南スーダンにおける主な行動範囲は次の通り。但し、現地の治安状況等により変更が生じる可能性があるため、渡航前の安全管理部によるブリーフィング及び南スーダン事務所による到着時のブリーフを受けること。また、JICA 南スーダン事務所及び安全対策アドバイザーによる日常的な安全対策に係る連絡・指示を厳守すること。

- ①ジュバ渡航に際し、事前に必要な書類（渡航連絡票、安全管理情報シート、緊急連絡先届）を JICA 南スーダン事務所に提出し、JICA 安全管理部の渡航承認を得ること。
- ②邦人が活動可能な範囲は、ジュバ市街地を中心する定められた地域のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。
- ③JICA 邦人関係者は JICA 事務所が指定する宿泊施設を利用する。
- ④JICA 邦人関係者は、JICA 南スーダン事務所が配備する防弾車の利用を必須とする。運転手の運転に注意し、事故等が発生した場合は速やかに南スーダン事務所に連絡し指示に従うこと。乗車中は必ず施錠し、シートベルトを着用すること。
- ⑤ジュバ滞在中は、各自携帯電話及び無線機を携行すること（無線機は JICA 事務所から貸与する。毎週、無線による通信チェックに参加すること）。
- ⑥移動にあたっては、ID カードまたは（有効な南スーダン査証や外国人登録を付した）旅券（写）を所持する（滞在が 6 か月を超える場合は、労働許可証の取り付けが必要）。
- ⑦原則として、18 時～7 時は外出禁止とする。
- ⑧有事の際は JICA 南スーダン事務所の指示に従い、国外退避もしくは予防的措置（一時退避）を実施する。なお、リスクが予見された時点で外出を取りやめること。

## 2) 特別宿泊料単価が設定されている国

### ＜南スーダン＞

南スーダンに渡航する JICA 邦人関係者は、JICA 南スーダン事務所が指定する宿舎に宿泊する。宿泊費（光熱費、共益費、家具賃貸料に相当する額を含む）は JICA 事務所にて支払いを行っているため、見積書では計上しないこととする。他方、朝食代・夕食代見合いとして一夜当たり 5,800 円を計上すること。

### ＜ジブチ＞

ジブチ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料（朝食代含む、夕食代含まない）については、一律24,000円／泊として計上すること。夕食代として2,900円／泊を計上することが可能です。現地渡航は8日間を想定しています。

<ケニア>

- ① ケニア国内では調整単価は原則、設定されていないが、安全対策措置として23時～5時の空港～市内間の移動を禁止しているため、事務所が指定する空港周辺ホテルのみ宿泊可能である。その場合は領収書による実費精算とすること。
- ② 外務省危険情報レベル2以上の地域では、事務所が安全確認したホテルのみ宿泊可能であり、その場合は領収書による実費精算とすること。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)